

知らないうちに会社が解散？



知らないうちに会社が解散させられることがあると聞きましたが、本当ですか？



本当です。休眠会社の「みなし解散」とよばれるものです。会社法上、最後の登記から12年間登記内容に変更がない株式会社のことを休眠会社といいます。

12年もの間、何も登記をしていない株式会社は、既に事業を廃止しているものとして判断されるため、休眠会社として取り扱われます。

これは実際に事業を継続しているかどうかは関係ありません。

株式会社の取締役等の任期は最長で10年です（会社法332条など）。役員任期が満了すると、同一の役員が重任（再任）した場合でも、法務局へ変更登記を行わなければなりません。つまり、少なくとも10年に1度は登記内容が変更されることとなります。2年の猶予期間を与えた12年経っても何も登記されない株式会社は、休眠会社と判断されます。

休眠会社をそのままにしておくことと新規設立会社への障害となることや休眠会社が転売される等、事件の温床になっていると指摘があったことから、法務大臣が一定の手続きを経て会社を解散したとみなすことができる制度があり、これを「みなし解散」といいます。



「みなし解散」の手続の流れについて教えてください。



①法務大臣によるみなし解散の官報公告



②会社の管轄法務局から通知書の発送



③みなし解散の登記 の流れになります。

① 法務大臣によるみなし解散の官報公告

休眠会社は、公告掲載後2か月以内に事業を廃止していない旨の届出がなく、役員変更の登記もしないときは、解散したものとみなされると公告されます。対象となる休眠会社には、管轄法務局から「法務大臣によるみなし解散の公告をした」旨の通知書が発送されます。

② 会社の管轄法務局から通知書の発送

対象となる休眠会社には、管轄法務局から「法務大臣によるみなし解散の公告をした」旨の通知書が発送されます。

この通知書は、会社の本店所在地宛に発送されるため、登記上の住所から移転しているにもかかわらず変更していない場合は、現在の所在地に届かない事もあります。通知が届かない場合であってもみなし解散の対象となります。

通知書には「まだ事業を廃止していない旨の届出書」が付いていますので、事業を継続する場合は管轄法務局へ届出書を提出することでみなし解散とはなりません。同時に役員変更の登記申請を行うようにしましょう。

③ みなし解散の登記

指定期日までに「まだ事業を廃止していない旨の届出書」の提出がなく、役員変更等の登記申請もされない場合は解散したものとみなされ、管轄法務局が職権でみなし解散の登記を行います。

みなし解散が行われると取締役、代表取締役は職権で抹消されます。また、登記簿謄本には解散されたことが記載されますので、事業活動に支障が出る可能性があります。

みなし解散されても事業を継続したい場合は、登記をされてから3年以内であれば復活させる（継続登記）ことができます。

「みなし解散」のデメリットを教えてください。

A

みなし解散の対象となる休眠会社は、登記懈怠であることが明らかなため、裁判所から過料の通知が届く可能性が高いです。

みなし解散されたから過料が発生するわけではなく、会社がすべき登記をせずに放置している「登記懈怠」であることに対して過料が発生します。したがって、みなし解散にならなくても過料が課せられる可能性があります。役員変更登記等をしなければ、いつまでたっても過料の対象になります。

過料の額は100万円以下（会社法976条）としか定められておらず、基準が公表されていませんのでケースバイケースです。登記が遅れるほど、過料の額も高くなる傾向にあります。

過料がいくらであったとしても、登記懈怠による過料は必ず支払わないといけません。代表者個人宛に裁判所から通知が来たら個人で納付してください。会社の経費とはなりませんので、注意してください。

登記することを忘れて過料が発生したり、みなし解散されてしまうことのないように、会社の定款・登記事項証明書を確認しましょう。

詳しくは司法書士にご相談下さい。